

平成 30 年度埼玉県病床機能転換促進事業の概要

1 目的

埼玉県地域医療構想において大幅に不足すると推計されている回復期病床を充実させるため、地域医療介護総合確保基金を活用し、回復期病床の増につながる新築・増改築・改修等を実施する医療機関を支援し、在宅復帰の支援やリハビリを行う回復期病床の整備を促進する。

2 補助対象者

医療法に基づく埼玉県内の病院及び診療所の開設者であって、知事が適当と認めるもの。

3 補助対象事業

「基本診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）」に規定する「地域包括ケア病棟入院料の施設基準等」「回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等」を満たす施設を開設するための施設及び設備整備事業。

4 補助対象経費

(1) 施設整備費

地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。

ただし、次に掲げる費用を除く。

- (ア) 土地の取得又は整地に要する費用
- (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用
- (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (エ) 既存建物の買収に要する費用
- (オ) その他整備費として適当と認められない費用

(2) 設備整備費

地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟を整備するために必要な医療機器等の備品購入費。

5 補助金額（補助金額（千円未満切り捨て）＝基準額×補助率）

区 分		基準額（上限額）		補助率
施設整備費	新築・増改築	転換病床 1 床あたり	9,000 千円	1/2
	改修	転換病床 1 床あたり	3,333 千円	1/2
設備整備費		1 施設あたり	10,800 千円	1/2

※ 補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とします。

6 補助要件

補助金内示後に補助事業に着手し、平成 30 年度末（平成 31 年 3 月末）までに完了すること。（事業期間が複数年度にわたる事業を除く）

なお、既に回復期病床へ転換済の場合は、補助対象外です。

平成30年度病床機能転換促進事業費補助金 申請一覧

医療整備課 総務・医療企画担当

No.	法人名 (医療機関名)	所在地		転換前 病床	転換病床数		病床機能報告上の 機能		整備事業 期間	整備事業 内容
		市町村	二次保健 医療圏		地域包括 ケア	回復期 リハ	転換前	転換後		
1	医療生協さいたま生活協 同組合 (熊谷生協病院)	熊谷市	北部	急性期 一般 入院料5	16	0	回復期	回復期	H30	改修 設備
合計					16	0				

(別紙3)

埼玉県病床機能転換促進事業費補助金 病床機能報告調書

開設者名	医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田慎二
施設名	熊谷生協病院

1 現状（平成30年7月1日時点）

病床機能区分	病棟名	病床種別	入院基本料・特定入院料	病床数	備考
高度急性期					
急性期					
回復期	3階病棟	一般	急性期一般入院料5	26	
	3階病棟	一般	地域包括ケア病棟入院料1	24	
慢性期	2階病棟	療養	医療療養病棟入院料1	55	
その他 (休棟等)					
計				105	

2 病床機能転換（補助事業実施）後

病床機能区分	病棟名	病床種別	入院基本料・特定入院料	病床数	備考
高度急性期					
急性期					
回復期	3階病棟	一般	急性期一般入院料5	10	
	3階病棟	一般	地域包括ケア病棟入院料1	40	
慢性期	2階病棟	療養	医療療養病棟入院料1	55	
その他 (休棟等)					
計				105	

3 救急告示病院告示・在宅療養（後方）支援病院届出状況

項目	有・無	無の場合取得予定等
救急告示病院の告示の有無	有	
在宅療養（後方）支援病院の届出の有無	有	

4 特記事項

--